



重点支援地方交付金事業③ 水道基本料金を減免します

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、エネルギーや食料品などの物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の経済的負担の軽減を図るため、水道料金の基本料金を減免します。

- ◆対象者：官公庁を除く市営水道使用者
- ◆減免期間：令和8年10月検針分から令和9年2月検針分まで（隔月検針）
- ◆減免手続き：不要
- ◆減免額：水道料金のうち、基本料金を減額します。

水道メーター口径	減額される水道料金 (基本料金)
13mm	1,980円
20mm	3,344円
25mm	5,720円
30mm	9,240円
40mm	11,880円
50mm	20,240円
75mm	27,720円

※「検針のお知らせ」に水道の基本料金を差し引いた金額を表示します。

※水道従量料金及び下水道使用料は減免対象外です。

この件に対する問い合わせ先

上下水道課 業務グループ 電話番号：0287-84-0411